いるので、他の一般の産業施設等と比べて、その危険性は極めて重大な意味をもつ。にもかかわらず、国（その究極は国民）が原子力発電を選択したのは、現代の科学技術と知見をもってすれば、原子力発電施設を安全に管理することが可能であると判断したことによるものと考えられる。・・。そして、そうした安全管理の観点からの安全性の判断は、原子力安全委員会が関連する多くの専門分野の専門技術、知見及び学識経験等に基づき安全評価指針において具体的な事故等の事象を想定したうえ安全評価をすべきものとしていること、原子力発電施設が深層防護の思想に基づき設計されていることに鑑みると、総合的観点から安全管理の点において安全評価上疑義がなく、他にその疑義を窺わせる具体的な事情等が認められなければ、災害防止上支障がないもの（原子炉等規制法二四条一項四号参照）として安全を肯定し、安全管理の点において安全評価上疑義があると認められるような場合には、その安全性を否定すべきものと考える。」

「安全評価の対象の事象としていかなる事象を選定するか、想定された事象について、いかなる機器の故障等を仮定するかは、専門技術的知見等による判断が必要であると考える。」

「安全評価審査指針において仮定することを義務づけている機器の単一故障以外のものは、特別の事情がない限り、他の機器による代替や定期検査時及び日常の品質管理活動及び操作手順の充実・明確化によりその発生は防止可能であり、発生しても事故の拡大は防止可能であると見て差し支えないものと考える。」

判決の意義と残された宿題

原告らは控訴せず、判決は１月８日に確定した。今回の判決は、日本で初めて、原発の安全に対する司法の実のあるチェックが、部分的にではあるが機能し、電力会社や国の安全宣伝に対する一定の歯止めとなった。たとえば、伊方１号炉訴訟の高松高裁での控訴審判決では、「渦電流探傷装置によっては細管の健全性は何ら保証されないという議論は失当というべきである」との判断を示して、原告住民らの主張を退けたが、その判断は、今回の判決で覆された。

しかし、一方では、今回の判決も乗り越えることができなかった「国のお墨付き」の壁を、どう突き崩すかという宿題は残されたままとなった。

会計報告（'94. 1/1～1/31）

収入	
会費	７１、０００
ニュース講読料	９８、０００
カンパ	５、０００
コピー代	４、４２０
計	１７８、４２０
支出	
ニュース印刷代	１７、５００
郵送料	９、９５２
振替手数料	１、０３０
謝金	３、０００
２号炉公判援助	３０、０００
公判参加補助	１０、０００
計	７１、４８２
差引	１０６、９３８
積立金合計	２、１７７、９１７

伊方訴訟ニュース

第 246 号
1994年２月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉第５１回公判

「大地震を無視し、中央構造線を過小評価」
安全審査の虚構を原告らが厳しく追求

約５か月ぶりに開かれた公判でしたが、今回も四国電力など電力関係者らしい人たちが傍聴席の半分ほどを占めるという熱の入れようでした。

定刻どおり１０時すぎに始まった公判では、最初に書証の認否などが行われたのち、前回に続いて國側の垣見証人に対する原告側からの反対尋問に入りました。冒頭に裁判長は原告席に向って「前回にもお願いしたとおり、反対尋問を本日で終るように頑張ってほしい」と要望。

一番手の近藤さんが立ち、約２時間にわたって矢継ぎ早に垣見証人に質問を浴びせました。まず、前回に同証人が伊方原発敷地の現地調査の行き帰りに、川上断層などを訪れた、と述べたことについて尋問し、それも、敷地での調査も含め、たった１日の日程だったことを、被告國側の準備書面を示して確認させました。

ついで近藤さんは、伊方原発から約２００Kmの範囲内でこれまでに起った地震についての四電の安全審査資料を示しながら、まず、同じように広島湾で起った二つの地震が、どうして、タイプＡ（近距離の地震）とＢ（遠距離の地震）に、分けて分類してあるのかを追及しました。困った垣見証人は、「分類は四国電力がやったので、自分としては、どちらでもいい」と、安全審査をやった人とは思えない無責任さで逃げる始末でした。

また、近藤さんは、地震の大きさをきめるマグニチュードの数値を、四国電力がご都合主義的に改変していることについても、垣見証人に尋ねましたが、シドロモドロに、地震の影響を伊方原発の設計に取り入れる段階で余裕をみてあるから問題ない、と問題をすりかえることしか、できませんでした。

午後からは、斎間さんが立って、安全審査が拠り所にしていた四国電力の伊方沖での海底音波探査について尋問し、横にずれる断層については、ずれの程度は分からない、ということを確認しました。

ついで大野さんが引き次ぎ、中央構造線について、厳しい追及を４時間近くにわたって行いました。大野さんは、中央構造線の定義や地震の影響を表わす地盤の加速度などについて、基礎的なことをまず確認し、ついで、２号炉の安全審査以降に、伊方沖の周辺で大学の研究者たちが行った精密な海底音波探査

の報告論文を、いくつも引用しながら、伊方沖の中央構造線に沿って存在している小さな断層が、実は、ひとつながりの活断層である可能性が大きいのではないか、と追及しました。ここでも困り果てた垣見証人は、最後には、自分としては、そんなに長い活断層とは考えていないと、何の証拠もあげることもできずに逃げだす始末でした。

午前から、垣見証人が難渋している様子を右陪席（向って左の）裁判官が身を乗り出すようにして聞いていたのが印象的でした。

５時半近くになりましたので、裁判長は、まだ反対尋問を続けることについて、原告、被告双方の意見を聞いた後に、裁判官の合議を行いました。その結果、次の条件を付けて次回の６月３日に、原告の反対尋問を３時間半続けることを決定し、閉廷となりました。

その条件とは；原告が、確約できた証人について、証言内容とともに、次回の１０日前までに証人申請する。そして、それを被告が検討しておいた上で、次回の反対尋問のあとで、裁判所が証人の採否を決定できるようにする、と。

閉廷後に夕闇の中で開かれた集会では、長時間にわたって健闘された原告の皆さんに拍手をおくり、こんごの立証についても、支援者も原告の皆さんを支援していくことを申し合わせ、散会しました。

反対尋問の詳細は次号から掲載の予定です。

高浜原発２号機運転差し止め訴訟判決

福井県若狭地方の「原発銀座」にある関西電力高浜原発２号機の運転の差し止めを求めて、周辺住民１１１名が起こしていた民事裁判の判決が、昨年１２月２４日に大阪地方裁判所で言い渡された。

この裁判は、原発の安全を求める周辺地域住民の運動が母体となって起こされたこと、また、原発の特定の装置、蒸気発生器、の欠陥が対象になっていたこと、さらに、問題の蒸気発生器を新品と交換するまでの約２年半の期限付きの裁判であったことなど、これまでの原発裁判にない特徴をもっていた。

裁判では、以下の争点をめぐって、原告、被告双方が争った。

（1）高浜２号機での炉心溶融の際に原告らが蒙る被害の程度と「原告適格」

（2）人格権に基づく高浜２号機運転差し止め請求の是非

（3）立証責任はどちらにあるか

（4）高浜２号機での炉心溶融の蓋然性

（4－1）蒸気発生器細管破断の蓋然性

（4－2）細管破断が炉心溶融に至る危険性

判決の内容

これらの争点について裁判所が判決の中で示した判断の結論は；

上記(1)、(2)および(4－1)については原告らの主張を全面的に認め、(3)については直接には判断を示さないで、(4－2)についての原告らの主張を否認する中で、(3)についても原告らの主張を退けたものとなっている。

各争点についての判決のさわり部分は以下のとおりである。

(1) 高浜２号機での炉心溶融の際に原告らが蒙る被害の程度と「原告適格」

「高浜二号機に原告らが主張するような炉心溶融が起り、遂には、原子炉格納容器等が破壊され、核分裂生成物等が大量に外界に放出される最悪の事態になると、本件高浜二号機の規模等からして、核分裂生成物等が半径数Kmの至近距離の地域を直撃し、気象条件によっては、その降下地域が高浜二号機から約１５０Kmの圏内にも及ぶ可能性は否定できず、原告らを含めた広範囲の者の生命、身体等に放射線障害を与え、直接的ないし間接的に、人類が経験するうちで最も過酷で悲惨な類の被害が発生するであろうことは容易に推認することができ、また、そうした被害の発生を防止する方法としては、高浜二号機の運転を差し止める以外に他に方法がないことも明らかである。」

(2) 人格権に基づく高浜２号機運転差し止め請求の是非

「生命、身体、自由等の総体を人格権として法律上の権利性を付与するか否かにかかわらず、それが侵害されて被害が生じているときはもとより、その被害が現実化していなくても侵害の危険に晒されているときは、その侵害若しくは侵害の危険の原因について責任のある者に対して、その侵害の排除、若しくは、予め侵害の原因の排除を求めることができるものと解するのが相当である。」

(3) 立証責任はどちらにあるか

判決は、被告の立証責任については全く言及しなかったが、以下の４－１項で見られるように、通常の民事訴訟におけると同様に、原告らに立証の責任を全面的に負わせた。

(4) 高浜２号機での炉心溶融の蓋然性

(4－1) 蒸気発生器細管破断の蓋然性

「本件伝熱管のうちには、被告の諸種の対策にもかかわらず、施栓・スリーブ補修等をしていない伝熱管で定期検査の網にもれ、破断が生じるものが存在する危険を全面的に否定することはできない。」

「環境がほぼ同一でも、伝熱管の損傷の箇所および程度が全く同じで、かつ、その亀裂の先端に受ける応力の強さ等も全く同一であるということは極めて希であるから、確立的に複数本が同時に破断する可能性は極めて小さいと考えられる。」

(4－2) 細管破断が炉心溶融に至る危険性

「本件伝熱管の１本が破断したと仮定して、炉心が溶融する危険性があるとまでは（引用者注：原告らの主張、立証だけでは）いうことができず、また、これにより原告らに対して放射能による被害を与える危険性があるということもできない。また、本件伝熱管の複数本破断の危険性があるといえないことから、複数本が破断したと仮定した場合に炉心が溶融する危険性があるか等については判断するまでもない。」

判決に見られる「国のお墨付き」の壁

高浜２号機の安全関係資料がすべて被告関西電力によって独占されているために、原告らにとって到底不可能な立証を要求し、原告らの請求を棄却した。それは、高浜２号機の運転を許可している国の「お墨付き」の壁を、伊方１号炉訴訟と同様に、裁判所が乗り越えられなかったためである。そのことは、判決にちりばめられている次のような文言が示している。

「原子力発電施設は放射性物質を内蔵して